

令和7年度滋賀県立中学校入学者選抜におけるインフルエンザ等感染症に関するガイドライン

令和6年(2024年)11月27日
滋賀県教育委員会

1 インフルエンザ等の感染症罹患者の受検について

令和7年度滋賀県立中学校入学者選抜配慮申請実施要領のとおり対応すること。

2 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項

(1) 受検会場設営について

- ① 通常の検査場（特別配慮者、遅刻者の別室を含む）以外に、以下の特別検査場を準備すること。AとBは可能な限り分けることが望ましいが、各校の状況によっては同じ検査場でも可とする。
A 体調不良者 B インフルエンザ等罹患者
- ② 検査場および控室の人数を35人以下とすることが望ましいが、各校の状況によって学校長が判断する。
- ③ 検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を1メートル程度確保すること。
- ④ 特別検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を2メートル以上確保すること。
- ⑤ 面接検査場では、受検者同士の距離を1メートル程度、面接委員との距離を2メートル以上確保すること。
- ⑥ トイレには、利用後の手洗いを促す案内紙を掲示すること。
- ⑦ 受検者が使用する校舎入口や各控室の前にアルコール消毒液を設置し、希望者が利用できるようにすること。

(2) 検査当日について

- ① 校舎内に入る前の待ち時間および控室において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや出来る限り密にならないようにすることについて、受検者に指示すること。
- ② 検査場および控室は、適宜換気をおこなうこと。可能であれば、対角にある窓を常時少し開放して換気をおこなうこと。
- ③ トイレ内は常時換気をおこなうこと。

(3) 入学許可予定者発表について

- ① 入学許可予定者発表時、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや出来る限り密にならないようにすることについて、受検者に指示すること。
- ② 出願先中学校のWebページにおいても発表することを、出願者へ周知すること。

3 その他

(1) 中学校での対応について

- ① 生徒・教職員ともに、日ごろよりマスクの着用や手洗い、手指消毒の励行等、インフルエンザ等感染症に対する予防をおこなうこと。

(2) 入学者選抜の前に、多数の教職員・在校生徒が罹患した場合

- ① 確認後速やかに県教育委員会（高校教育課および保健体育課）に報告し、対応を協議すること。
- ② 当該学校内の消毒を徹底し、予定どおり入学者選抜を実施すること。
- ③ 校長が感染した場合は、教頭がその職務を代行すること。また、校長および教頭が感染した場合は、県教育委員会から職員を派遣し、その職務の代行を依頼して、円滑に入学者選抜が実施されるよう措置すること。
- ④ 教職員の感染者が複数に及んだ場合は、県教育委員会から職員を派遣し、その業務の代行を依頼して、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置すること。